

サイボウズ株式会社 利用許諾契約書

サービス利用権を取得された法人、団体のみなさま（以下、「お客様」といいます。）へのご注意

本利用許諾契約書（以下、「本契約」といいます。）は、上記に示されたサイボウズ株式会社のサービス（以下、「本サービス」といいます。）に関して、お客様とサイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」といいます。）との間に締結される法的な契約書です。ご利用になるアプリケーションサービスに付帯された本サービスを使用した場合には、お客様は本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとし、本契約が成立したものとみなされます。

本サービスは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。本サービスはサイボウズがお客様に対してその利用を許諾するもので、販売するものではありません。

1. 定義

1-1. 「お客様」

本契約を承認のうえ、サイボウズ所定の手続に従い本サービスの利用を申し込んだ法人・団体および、サイボウズによって本サービスのご利用を許諾された方

1-2. 「アクセス対象ソフトウェア」

本サービスにおいてお客様がアクセスする対象となるサイボウズのソフトウェアで、お客様ご自身が正規にその使用権をお持ちのソフトウェア

1-3. 「リレークライアントプログラム」

本サービスを利用するためのプログラムで、お客様のアクセス対象ソフトウェアがインストールされたサーバーにインストールするソフトウェアプログラム（リレークライアントプログラムは、サイボウズからお客様に対して配布されます。）

1-4. 「リモートサービス網」

主として隔地間通信の用に供することを目的とした電気通信回線設備で、サイボウズが設置するもの

1-5. 「リモートサービス」

サイボウズが提供するリモートサービス網を利用して行なう隔地間通信サービスの名称

1-6. 「端末設備」

お客様ならびに本サービスを利用するユーザー（指定ユーザー）ご自身が設置する各種サーバー、端末設備、その他通信設備および通信網

1-7. 「登録ユーザー」

アクセス対象ソフトウェアを使用するユーザーとして登録されている人

1-8. 「指定ユーザー」

登録ユーザーのうち、本サービスを利用するユーザーとして設定されている人

1-9. 「証明書」

お客様が本サービスの利用を許諾されたことを証明するもので、サイボウズがお客様に対して発行するもの（証明書は、指定ユーザーにおいて本サービスを利用するための各通信端末にインポートされます。）

1-10. 「リモート ID」

証明書に含まれている一意の番号で、指定ユーザーがアクセス対象ソフトウェアにアクセスする際のアクセス許可番号

1-11. 「サービス期間」

お客様が本サービスの提供を受けることができる期間（試用期間を除く）

1-12. 「試用期間」

本契約をお申込される前に、本サービスを無償でお試しいただける期間（サイボウズがお客様からのご試用のお申込を受け付けた日から起算して 60 日間。但し、60 日経過前に、本契約第 11 条に規定するサービス期間が開始された場合には、サービス期間の開始までとし、既にサービス期間が開始されている場合には、試用期間は認められないものとします。）

1-13. 「営業日」

サイボウズが本サービスに対する各種お申込、お問合せ、通知等（以下、併せて「お申込等」といいます。）の受付を行なう日（土日祝日ならびにサイボウズの指定する休日を除く日の 9:00 から 12:00、13:00 から 17:30（以下、「営業時間」といいます。）をその 1 日とします。営業日以外の日および、営業時間外になされたお申込等については、次に到来する営業日になされたものとみなされます。

2. 契約の単位

サイボウズは、1 つの本サービス毎に 1 つの本契約を締結します。

3. 譲渡・担保等の禁止

お客様は本サービスの提供を受ける権利を譲渡、貸与、リース、質権、その他担保の目的とすることのいずれも行なうことはできません。

4. 委託

サイボウズは本サービスの提供に関する業務の全部および一部をお客様の承諾なしに、第三者に委託することができます。ただし、その場合、サイボウズは責任をもって委託先を管理します。

5. 契約の解除

5-1. お客様からの解除・終了のお申込みについては以下のとおりとします。お客様からのサービス期間中における本契約の解除は一切行なうことはできません。なお、本サービスのご利用を停止されたい場合は、リレークライアントプログラムをアンインストールすることでサービスを一次的に停止することができます。ただし、この場合であっても、お客様の任意で停止されたものとし、返金等は一切行ないません。

5-2. サイボウズからの解除については以下のとおりとします。

お客様が以下の項目の 1 つにでも該当した場合、サイボウズは、お客様に対してなんらの催告なくして本契約を即時解除することができます。

- ①お客様が本契約の条項および条件の 1 つにでも違反した場合
- ②申込み事項に不実虚偽の記載または記入漏れがあった場合
- ③サイボウズの業務遂行およびリモートサービス網等に支障を及ぼした場合、またはそのおそれのある行為を行なった場合
- ④破産、会社更生手続、民事再生手続の申立を受け、または自ら申立てた場合
- ⑤仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第 2 条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けた場合、またはこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合
- ⑥長期間にわたり当社からお客様への電話・FAX・電子メールの手段による連絡がつかない

場合

- ⑦アクセス対象ソフトウェアおよびリレークライアントプログラムの試用または使用許諾契約が解除された場合
- ⑧その他サイボウズが別に定める場合

5-3. 解除・終了後の措置については以下のとおりとします。

- (1) 本契約が解除された場合、リレークライアントプログラムの試用または使用許諾契約についても自動的に解除されます。証明書、リモート ID 等についても以降一切使用することはできません。なお、これらについて、サイボウズが返却・廃棄を要求した場合、お客様はサイボウズに従わなければなりません。
- (2) 本サービスの解除・終了日がサービス期間中に到来した場合、すでにお申込みされたサービス期間分の料金について、解除・終了理由の如何に関わらず、ご返金等は一切行ないません。

6. サービス利用者

お客様は、アクセス対象ソフトウェアの登録ユーザーの中から、許諾されたユーザー数を超えない範囲内で、指定ユーザーを設定することができます。指定ユーザーとして設定された方のみ、本サービスを利用することができます。

7. 契約期間

本契約の有効期間は、本サービスが付帯されたアプリケーションサービスの利用当月開始日から 1 ヶ月とします。本契約は、本契約第 5 条（契約の解除）に該当した場合、あるいはお客様から解除の申し出があった場合を除いて、本契約は期間満了の日の翌日よりさらに 1 ヶ月間自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。

8. 設定維持

本サービスのご利用に際して必要となるアクセス対象ソフトウェア、リレークライアント、端末設備等の設定は、技術基準および技術的条件に適合するよう維持してください。なお、当該設定、維持はお客様の責任と費用をもって行なってください。

9. リレークライアントプログラム

本サービスにおいて使用するリレークライアントプログラムについての使用許諾条件は、リレークライアントプログラム使用許諾契約書に従うものとします。

10. 制限および禁止事項

お客様は本サービスの利用にあたり、以下の行為を行なってはいけません。

- (1) 第三者に対して、本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること
- (2) 証明書ならびにリモート ID の登録ユーザー以外への複製、頒布および貸与、第三者への送信、リース、担保設定
- (3) 本サービスに関連するドキュメントやプログラムの修正、翻訳、変更、改造、解析、派生サービスの作成、配布行為
- (4) サイボウズおよび第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 法令に違反する行為や犯罪行為、それらを幫助する行為、またはそのおそれのある行為
- (7) 有害プログラムを含んだ情報やデータを登録、提供する行為
- (8) 本サービスおよびサイボウズが提供する全てのサービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- (9) 本サービスおよびサイボウズが提供する全てのサービスの信用・名誉等を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- (10) 本サービスに含まれる通信機能を利用して大量に情報を送付する行為、または、無差別に不特定の者に対してその意思に反し電子メール等を送信する行為、または事前に承認していない送信先に対してメールを配信する等の行為
- (11) その他、サイボウズが不適切と判断する行為

11. 証明書等の自己管理および不正使用の禁止

11-1. お客様は、証明書ならびにリモート ID について、お客様ご自身が責任をもって厳重に管理し、絶対に、第三者に公表、漏洩流布しないようにしてください。

11-2. 証明書ならびにリモート ID の内容が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合は、直ちにサイボウズに対してその旨を連絡してください。サイボウズは当該連絡を受け付けた営業日に直ちに該当の証明書ならびにリモート ID の停止措置を行なう努力をします。なお、これらの措置が正常に行なわれたことを確認した後、新たな証明書ならびにリモート ID の発行手続を行ないます。

11-3. 証明書ならびにリモート ID の内容が第三者に知られたことにより発生した直接的、間接的、その他すべての損害について、サイボウズは一切責任を負いません。また、前号の停止措置をとったことに伴う損害についても同様とします。また、本契約に違反した証明書ならびにリモート ID の不正使用はこれを一切禁じます。

12. サービスの停止

12-1. サイボウズは以下の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) リモートサービス網、その他本サービスを提供するために必要なシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき、またこれらにやむを得ない障害が発生したとき
- (2) リモートサービス網に著しい負荷や障害が与えられることによって正常なサービスを提

サイボウズ ガルーン 2 for SaaS シリーズサービス

サービス名：サイボウズ リモートサービス

供することが困難である場合、または困難であるとサイボウズが判断したとき

- (3) データの改ざん、ハッキング等本サービスを提供することにより、お客様、第三者等が著しい損害を受ける可能性をサイボウズが認知したとき
- (4) 第1種電気通信事業者または国内外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止、および停止することにより、本契約に基づく本サービスの提供を行なうことが困難になったとき
- (5) 天災地変、戦争、内乱、法令の制定改廃その他不可抗力等により、非常事態が発生した場合、またはそのおそれがあるとき
- (6) その他、サイボウズが本サービスの提供を停止、緊急停止する必要があると判断した場合

12-2. サイボウズはお客様および第三者からの緊急停止要請に関して原則としてこれを受け付けません。

12-3. サイボウズは本サービスを停止すること、ならびに停止できなかったことによりお客様、および第三者が損害を被った場合も、サイボウズは一切の賠償責任を負いません。

13. サービスの変更・一部廃止

サイボウズはお客様の認識如何に関わらず、本サービスの内容等を変更および一部廃止することがあります。この場合には、サービス内容は、変更後の内容によります。

14. サービスの廃止

サイボウズは本契約に基づく本サービスの提供の全部を廃止することができます。なお、この場合、サイボウズはお客様に対して、当該廃止予定日より3ヶ月以上前に、サイボウズが提供する手段により、通知するものとします。

15. 保証の制限

お客様は、本サービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）ないし危険はすべてお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。サイボウズは、本サービスに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本サービスが正常に作動すること、本サービスに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合に、これが修正されること、のいずれも保証いたしません。また、サイボウズのいかなる口頭または書面によるいかなる情報または助言も、新たな保証を行ない、またはそのいかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。本サービスに瑕疵が発見された場合、お客様が、すべてのサービス、修理または修正に要する一切の費用を負担するものとします。サイボウズは本サービスに付随するサービス等について、お客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本サービスと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

16. 責任の制限

いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、サイボウズおよび本サービスの供給者、再販売業者、ならびに各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピューターの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。本サービスに付随する各サービス等をご利用になる際は、別途各サービスの規定に従って取り扱われる場合があります。また、各情報コンテンツの提供会社によって提供されるサービス等のご利用については、各情報コンテンツ提供会社の取り決めに基づくものとします。

17. 情報等の送付

サイボウズは、本サービスの利用上必要と判断した情報・ファイルおよびアンケート、製品等に関するお知らせ等を電子メール、郵送による書面通知、その他の手段を通じてお客様に送付することがあります。またそれらの手段による連絡がつかない場合、または情報等の緊急性・重要性が高い場合、サイボウズは、自己判断によりやむを得ずお客様が利用する本サービスの一部の機能を利用してそれらの情報等をお客様に連絡することができます。なお、それらによってもお客様と連絡がとれない場合、サイボウズは連絡しなかったことによる責任は一切負わないものとします。

18. 著作権等

本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、文書、図面、ドキュメント、商標、商号等に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、サイボウズ、およびその供給者に帰属します。本サービス、本サービスに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければならないかもしれません。なお、本サービスからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

19. 準拠法および雜則

本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。また、本契約書ないし本サービスに関して紛争が生じた場合には、訴訟に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様もサイボウズも合意するものとします。

20. その他

お客様が入手した本サービスに、本契約と異なる条項の使用許諾契約が添付されている場合は、お客様による本サービスの利用には、本契約が優先して適用されるものとします。本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名または記名および捺印ある書面によってのみ変更することができます。